



国民年金制度は、老齢年金だけではありません。

病気やケガ、死亡などの万が一の場合にもあなたや家族を支えます。

## 平成24年10月1日より3年間

### 後納保険料の納付ができます。

昨年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に関して、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を、本人の希望により納付することを可能とする取扱いが盛り込まれています。

この取扱いは、平成24年10月1日から3年間に限って実施されることが決まりました。

#### 保険料の後納の特例措置

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、2年前までさかのぼって納付することができます。しかし、**2年を経過すると時効により納付できない**ことになっています。

ただし、保険料の免除の適用を受けたり、学生納付特例や若年者納付猶予の適用を受けた場合には、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することができます。この追納は、10年前の分までさかのぼって行うことができます。この場合、追納する保険料の額は、3年度以上前の分をさかのぼって納付する場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われたものとなります。

**今回の保険料の後納の特例措置は**、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、**今年の10月1日から3年以内の期間に限り、保険料の後払い(後納)ができるようにする**ものです。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、**平成24年10月1日から3年間に限り、過去2年分だけでなく過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。**

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分(2年以上前の期間分)の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以上の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、保険料の追納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料(加算が行われた保険料)から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第3号被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

#### <お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所 (電話0144-36-6135)

〒053-8588 北海道苫小牧市若草町2-1-14



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	4件
○死者数	.....	0人
○傷者数	.....	4人

2012年2月29日現在

町民一人ひとりが交通マナーを守り、  
交通事故のない社会を目指しましょう。



**春**

の全国交通安全運動 4月6日(金)～4月15日(日)

**☆子供たちを交通事故から守りましょう＝**

- 各小学校の入学式は、4月6日(日高、富川、厚賀、門別小学校)です。
- おめでとうございます！各学校の入学予定者数(平成24年3月1日現在)
  - ・日高小学校 11名 ・富川小学校 60名
  - ・門別小学校 28名 ・厚賀小学校 6名



**歩いて出かける方へ**

- ・青信号でも、左右を確認してから渡りましょう。
- ・いつもの通り慣れた道路でも油断せず、車に注意しましょう。
- ・夜は、明るい色の服を着て、反射材を身につけましょう。

**自転車に乗る方へ**

- ・自転車は車道を走行しましょう。
- ・車道は左側を通行しましょう。
- ・歩道は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- ・横に並んでの走行は危険なのでやめましょう。
- ・夜間はライトを点灯して走行しましょう。
- ・交差点では信号を確認、左右の安全確認し渡りましょう。
- ・子どもはヘルメットを着用しましょう。



**☆安全運転はみんなの願い＝**

- 交通事故のない安全で安心な日常生活をおくるためには、私たち一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど注意深い行動をすることが大切です。ひとりでも多くの方が新たな気持ちで交通安全行動に心掛け、家庭や職場そして地域と身近な所から思いやりのある運転を少しでも実践しましょう。

**◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。**

**毎月15日は道民交通安全の日  
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. シートベルト全席着用
3. 自動車走行・交差点通行マナーアップ
4. スピードダウン
5. デイ・ライト実践
6. 飲酒運転根絶
7. 居眠り運転防止

◇デイ・ライトで安全運転  
昼間のライト点灯に協力を！

**(昼間点灯効果)**

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ